

令和5年度

第395回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和5年度第395回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。4番岸部忍委員、5番高宮城実一郎委員、11番島袋貴委員、の3名が欠席でございます。</p> <p>1番島袋孝栄委員につきましては体調不良とのことですが、今の時点で正式な連絡がございません。後に連絡があるかと思えます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、6番の仲宗根光夫委員、7番の新垣実委員、よろしくお願いたします。</p> <p>事前現地調査委員は、3番仲宗根哲也委員、10番仲泊元輝委員、13番大城信男委員、報告者は3番仲宗根哲也委員に願いたします。</p> <p>それでは、議案第1号、受付番号9番、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号9番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
議長	<p>現地調査を3番仲宗根哲也委員、10番仲泊元輝委員、13番大城信男委員の3人で行っておりますので、調査報告を3番仲宗根哲也委員に願いたします。</p>
3番	<p>9月22日金曜日、午後1時から午後2時半まで、10番仲泊元輝委員、13番大城信男委員、私、3番仲宗根哲也、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲泊元輝委員、大城信男委員、よろしく願いたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号9番、見取図の1ページになります。申請地は、若夏公園の北東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号 受付番号9番について、委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
事務局	<p>進行の声がありますけど、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>

議長	<p>進行いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号9番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号9番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号9番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 受付番号5番から6番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案第2号 受付番号5番から6番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、3番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
議長 5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号5番、見取図の2ページになります。申請地は美里小学校の東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号6番、見取図の3ページになります。申請地は宮里小学校の南東に位置し、現況はコンクリート敷の駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号受付番号5番から6番について、委員の意見を求めます。</p>
議長	<p>休憩します。</p>

事務局	(休憩)
議長	再開します。
議長	<p>それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番から6番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番から6番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号5番から6番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第3号受付番号50番から63番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 受付番号50番から63番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、3番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
11番	<p>ご報告いたします。 議案第3号、受付番号50番、見取図の4ページになります。申請地は美里中学校の東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号51番、見取図の5ページになります。申請地は高原公民館の南に位置し、現況は草木の生えた畑の跡地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号52番、見取図の6ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p>

	<p>受付番号53番、見取図の7ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は資材置場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号54番、見取図の8ページになります。申請地はちばなクリニックの西に位置し、現況はアパート・駐車場でした。農地区分は、農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号55番、見取図の9ページになります。申請地は沖縄東中学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号56番、見取図の10ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号57番、見取図の11ページになります。申請地は胡屋あけぼの保育園の南に位置し、現況は畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号58番、見取図の12ページになります。申請地は胡屋あけぼの保育園の南に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号59番、見取図の13ページになります。申請地は胡屋あけぼの保育園の南に位置し、現況は一部が道と畑の雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p>
議長	<p>受付番号60番、見取図の14ページになります。申請地は未来工科高校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第二種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p>
議長	<p>受付番号61番、見取図の15ページになります。申請地は古謝公民館の東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号62番、見取図の16ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況はコンクリート敷の駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号63番、見取図の17ページになります。申請地は宮里中学校の北東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定</p>

議長	<p>する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号受付番号50番から63番について、委員の意見を求めます。2番仲村学委員。</p>
2番	<p>55番について、資材置場とのことですが、どのような資材がおかれるのでしょうか。</p>
事務局	<p>提出された配置図に寄りますと、残土、鋼材、型枠、コンクリート、車両といった内容となっております。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。9番屋宜文委員。</p>
9番	<p>55番についてですが、申請地のすぐそばにビニールハウスが多く見られますが、何を栽培しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>マンゴー栽培となっております。</p>
議長	<p>休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>他に意見はございますか。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>受付番号56番について、農地区分の判断についてですが、「上下水道が・・・」のくだりは必要ないのではないのでしょうか。例えば申請地が墓であった場合、上下水道は必要ないでしょう。</p>
事務局	<p>農地区分の判断は定義となっております。「上下水道が・・・」の定義を満たせばその農地は第3種農地となります。ですので、上下水道を利用する、しないでは判断されません。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>再開します。</p>

ただいまの休憩中に、受付番号60番について、始末書提出が必要ではないかとの意見がございました。

休憩します。

(休憩)

再開します。

受付番号60番の始末書提出を求める点につきましては、引きつづき事務局の方に進めていきたいと思っております。

休憩します。

(休憩)

再開します。受付番号60番の始末書提出を求める点について、休憩中に話し合った結果不要であるとの意見が大多数を占めました。ですので、始末書提出を求める点につきましては、撤回いたします。

進行いたします。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号50番から63番を許可相当とすることに異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございます。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号50番から63番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号50番から63番について、許可相当といたします。

進行いたします。


議案第1号から第3号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。

これをもちまして、令和5年度第395回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 9月 26日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

6 番 仲宗根 光夫 

7 番 新垣 美 